

第3部

虐待対応事例から学ぶ

<事例1>

姉から知的障害のある弟への虐待対応事例
～障害者虐待（身体的虐待）

姉から知的障害のある弟への虐待対応事例 ～障害者虐待（身体的虐待）

（１）被虐待者の状況

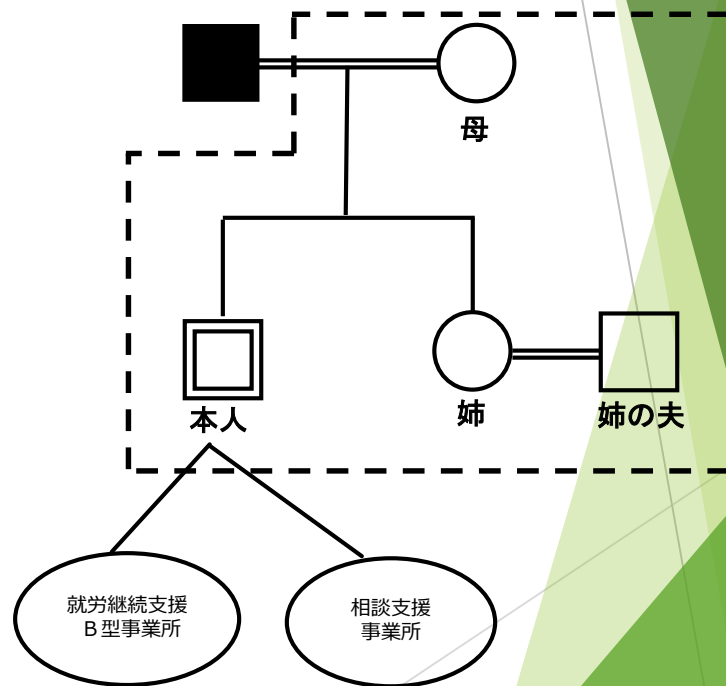
- ・ 重度の知的障害者で30代男性。
- ・ 作話や被害妄想の行動障害（※1）がある。
- ・ 姉夫婦と母との4人世帯。
- ・ 就労継続支援B型（※2）、短期入所、居宅介護（家事援助）（※3）のサービス決定を受けているが、短期入所と居宅介護はほとんど利用していない。

（２）虐待者の状況

- ・ 40代の姉で本人と同居している。
- ・ これまで、本人との関わりは薄いですが、最近、母が高齢になってきたため、本人の支援を母に代わって行うようになった。

（３）その他親族

- ・ 母、姉以外に家族はいなく、親戚つきあいも無い。



(4) 相談（通報）経過

- ・ 重度の知的障害の男性に対し、養護者である姉が虐待をしている可能性があるため就労継続支援 B 型事業所から市役所に通報が入った。

【確認内容】

- ・ 足に痣があり、何があったか本人に聞くと「**姉から叩かれた**」と訴えがあったとのこと。
- ・ 本人は以前から他利用者とのトラブルや家族に対しての訴えがあり、状況を確認すると**本人の作話や被害妄想から来る訴えであることが多い方**であるとのこと。
- ・ 更に、**薬の影響で痣が出来やすい状態である**とのこと。
- ・ そのため、本人の訴えだけを信用することが出来ず、就労継続支援 B 型事業所が姉の夫に連絡を取り、事情を聞いたところ、「**姉が昨晚本人を叩いた**」ということを確認したため、通報したとのことであった。

(5) 対応経過

- ・ 通報を受けた市役所で、事実確認のため、相談支援事業所（※4）に連絡を取り、本人や家族から相談を受けていないか確認をしたが、受けたことが無いとの回答であった。
- ・ 市役所と相談支援事業所で自宅を訪問。本人、姉夫婦と面談し、事実確認を行った。

本人：「姉から叩かれた。」

更に今後の意向を確認すると「このまま自宅で生活したい。」

姉夫婦：「言うことを聞かないので、かっとなり足を叩いてしまった。」

- ・ 事実確認の後、コアメンバー会議（※5）を行った。
（参集者：市役所、相談支援事業所）
- ・ 姉から足を叩かれたという事実を確認したため、「身体的虐待があった」と判断をした。
- ・ 平日は通所しており、身体が確認できること、深刻な暴力は無いことから、緊急保護の必要は無いと判断した。

(6) 支援の実施

姉夫婦との面談から

- ・元々、母が本人の支援を行っていたが、母が高齢になり本人の支援を行うことが難しくなったため、**姉夫婦が最近支援を行うようになった。**
- ・姉夫婦は数年前から母、本人と同居を始めたが、2世帯住宅であり、**本人との関わりは少なかった。**
- ・姉夫婦が部屋が汚かったので「掃除をしておくように」、洗い物をしていなかったで「洗い物をするように」と言ってもしないので、イライラしていた、との発言があった。

(具体的な指示が無いと家事が出来ないとの認識が無かった。)

以上のことから、今回の虐待の原因が『**本人の障害の状況や生活能力についての理解不足**』と判断し、解消に向けて**個別ケース会議**(※6)を開催した。

(参集者：市役所、計画相談支援事業所、就労継続支援B型事業所、姉夫婦、本人)

- ・相談支援事業所と就労継続支援B型事業所から本人の状態と生活能力について説明を行い、居宅介護(家事援助)利用の必要性を伝え、利用を開始することとした。
- ・相談支援事業所が定期的に姉夫婦と面談し、状況の把握に努めることとした。

(7) 事例に対する考察

1) 通報のタイミング

- ・ 本人が虐待を受けていると訴えた時、通常であれば、この時点で通報を行うことが考えられる。
- ・ ただし、本ケースにおいては行動障害（作話や被害妄想）や痣が出来やすい状態にあり、通報のタイミングが悩ましい。本ケースでは通報前に就労継続支援 B 型事業所が家族に状況を確認しているが、場合によっては家族とのトラブルが起こることも予想される。
- ・ 就労継続支援 B 型事業所が家族に連絡を取る前に市役所に相談を入れ、誰がどのような方法で状況を確認するか等相談を入れるのが望ましいと考えられる。

2) 養護者支援

- ・ 本ケースでは主介護者が変更になったばかりで、本人の能力の把握を見誤っており、「言われたことをやらない。サボっている。」との思いから手が出てしまった。また、急に介護者が変更になり、これまでしてこなかった介護に戸惑いや負担になったことも要因と考えられる。
- ・ そのため、本ケースでは居宅介護（家事援助）を導入することにより、養護者の負担軽減を行った。

3) ポイント

- ・虐待の状況や背景の理解，対応を考えるためには，情報の十分な収集が重要になってくる。特に，本ケースでは，障害者本人に作話や被害妄想があるため，より詳細な情報収集に努めた。
- ・養護者による虐待対応は，虐待している養護者を加害者としてのみ捉えがちだが，養護者自身が支援を必要としていることも多い。障害者の安全確保を最優先としつつ，積極的に養護者支援を行っていく必要がある。



【用語説明】

※1. 行動障害

- ・ ・ ・ 激しい他害、自傷、多動など、生活環境に対する極めて特異な不適応行動を頻繁に示し、日常生活に困難を生じている状態。

※2. 就労継続支援B型事業所

- ・ ・ ・ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの一つ。
通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

※3. 居宅介護（家事援助）

- ・ ・ ・ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの一つ。
居宅において調理、洗濯、掃除等の家事や生活等に関する相談、その他生活全般にわたる援助を行う。

※4. 相談支援事業所

- ・ ・ ・ 様々な生活上の悩みについて相談でき、障害福祉サービスの利用のための情報提供や手続等支援を行う。

※5. コアメンバー会議

- ・ ・ ・ 障害者虐待または高齢者虐待があった際、事実確認を行った後開催される。虐待の有無と緊急性の判断および当面の対応方針と役割分担等を決定する。市役所虐待対応部署の担当課職員や基幹相談支援センター、地域包括支援センター等が参加する。

※6. 個別ケース会議

- ・ ・ ・ 虐待対応部署の担当課職員や基幹相談支援センター、地域包括支援センター、関係機関等で開催される。援助方針、支援内容、各機関の役割等について協議を行う。